

## スーパービジョン契約書

BTCセンター（以下、「当センター」）では、スーパービジョン依頼者（以下、「スーパーバイザー」）にスーパービジョンに関する契約をお願いしております。以下の項目についてご確認いただき、内容を了解の上、ご署名ください。スーパーバイザー同意を得てスーパービジョンを実施します。

1. 当センターでの「スーパービジョン」はスーパーバイザーのケースに関して、認知行動療法の視点から指導助言を行います。
2. スーパーバイザーは、スーパーバイザーと定期あるいは不定期での予約日時に来所やオンラインで対応いたします。ただし、スーパーバイザー、または当センターの都合により日程が変更になる場合があります。
3. 原則として予約された日時の中でケース検討を行います。事前に送られてきた資料に可能な限り目を通しますが、コメントはスーパービジョンの中で行います。
4. スーパービジョンで知り得た情報について、スーパーバイザーはスーパーバイザーの了解がない限り、第三者に口外しません。しかしながら、スーパーバイザーの報告したケースが児童虐待等明らかに通報義務がスーパーバイザーに生じているにも関わらずこの義務を長期に履行しない場合は、社会的に妥当な時期に児童相談所等に直接通報する場合があります。
5. スーパーバイザーが酩酊や重大な約束違反、または多大な迷惑をスーパーバイザーあるいは当センターにかけるような事態が生じた場合、スーパービジョンの継続利用をお断りします。
6. スーパービジョンの内容を、当センターのスーパーバイザーがさらに上位のスーパーバイザーに相談し、指導を受けることがあります。その際、スーパーバイザーの名前、所属、住所など個人を特定できる内容は明かしません。
7. スーパービジョン記録は原則スーパーバイザーで保管ください。Dropbox の共有フォルダを用意し、提供する資料などのやりとりに使います。
8. 匿名化したデータとして学会等に発表することをご了承ください。
9. スーパービジョンをよりよい方向に進めていくために、スーパーバイザーが望めば、録音・録画機器などでスーパービジョン場面を記録していただいてもかまいません。記録したものはスーパーバイザーが振り返ることができるように保管ください。
10. スーパービジョンのキャンセルについては、前日までにご連絡下さい。
11. スーパービジョンの開始時間に遅れた場合、時間の延長は原則致しかねます。
12. スーパービジョンの料金（1セッション50分）は、一回限りの契約と半年間の契約方法があります。半年では、一例以上のケースの寛解を目標とします。時間内に何ケースでも相談は可能です。それぞれの料金は下記のとおりです。

- ① 単回の個人の場合、臨床経験4年以上の社会人 5500円(税込)、臨床経験4年未満の社会人及び大学院生 4400円(税込)
  - ② 半年間契約では、月に1-2回のご利用の場合、33000円(税込)、月に3-4回ご利用の場合、49500円(税込)。
  - ③ 医療機関などの施設単位でのスーパービジョン契約も半年間ごとに、上記②と同額となります。
  - ④ 特別な場合を除き、継続は1年までとします。その後は、月一回のグループスーパーバイズ(2200円)に参加することができます。
13. 予約方法は、月・木・土のカウンセリング予約枠の中から選ぶことができます。10-20時外の定期的な時間帯をご希望の場合は、早朝や夜間の枠に空きがあるかを確認してから契約することとします。
  14. 病気やケガなどやむを得ない事情のために中断をする場合に届けていただければ、返金は致しませんが、回復後に中断期間分を予約することができます。また、当センターの事情で予約をキャンセルした場合は、代替予約日を設定いたします。
  15. 本契約は2022年2月1日より施行するものです。

113-0001 文京区白山1-33-8-817

BTCセンター代表 岡嶋 美代

(日本認知・行動療法学会認定スーパーバイザー)

契約期間：( 単回 ・ 半年間 ) 西暦 年 月 日～ 年 月 日

上記事項について、同意いたします。

年 月 日

<スーパーバイザー>

所 属：

住 所：

名 前：

印

(自署の場合押印を省略できます。電子印も可)